平成２４年（フ）第２３号
北九州市門司区庄司町13番５号
破産者　安藤　正太
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２０２号
青森県八戸市大字河原木字高館46番地20
破産者　髙松　　薫
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
茨城県古河市尾崎25番地16
破産者　竹原　末男
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２９号
茨城県古河市南間中橋13番地96、開始決定時の住所茨城県古河市諸川1118番地７　黒須アパート５号
破産者　石井　之江
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０２２号
神奈川県藤沢市大庭5224番地の10　クレール湘南505、開始決定時の住所神奈川県藤沢市羽鳥３丁目１番８－Ｓ1003号
破産者　安藤　　武
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１８号
横浜市保土ケ谷区新井町409番地の３　野村ハイツ102
破産者　内藤　龍二
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３５号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地16街区８棟201号
破産者　赤間　秀夫
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
神奈川県大和市草柳２丁目21番地12
破産者　岩野真奈美
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５号
神奈川県海老名市上今泉４丁目12番19―２号
破産者　高橋　和美（旧姓板橋）
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
横浜市鶴見区馬場２丁目31番25号　サンハウス202
破産者　青木　行雄
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０号
横浜市栄区公田町740番地　10棟411号
破産者　中島　雅夫
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目13番地６
破産者　相澤　謙二
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１３７号
福井県鯖江市水落町３丁目18番３号　レオパレス21・サニーコート水落108
破産者　藤井　栄一
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福井県鯖江市水落町第７号22番地14　ロイヤルシャトーＢ―206
破産者　田邉　勇輝（旧姓生駒）
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
長野県上田市住吉267番地２
破産者　山岸ひとみ
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３５７号
群馬県桐生市永楽町６番12号、旧住所静岡市葵区上新富町１－１ミュールパレ303号
破産者　小林　憲克
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
大津市美空町２番６―106号、前住所京都市西京区桂坤町54番地の72
破産者　吉見　知明
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６４号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地31―108
破産者　大野木治彦
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８０号
広島市佐伯区美の里１丁目８番22―317号
破産者　石川　忠雄
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部